

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ペー ジ
◎児童福祉法第56条の規定による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○高知県議会定例会の招集 (政策企画課)	1
○国土調査の成果の認証 (用地対策課)	1
○道路の区域変更(2件) (道 路 課)	1
○建築基準法による道の指定 (建築指導課)	2
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	<11・9 揭示> 2
○土地改良区の役員の退任 (農業基盤課)	2
高知県教育長訓令	
◎教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令	<11・10揭示> 2

規 則

児童福祉法第56条の規定による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年11月20日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第91号

児童福祉法第56条の規定による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条の規定による費用の徴収に関する規則(昭和43年高知県規則第38号)の一部を次のように改正する。

第1条中「実施又は」を「実施、」に、「含む。）」を「含む。）」又は法第33条の6第1項の規定による児童自立生活援助の実施に、「その扶養義務者」を「その扶養義務者(自立援助ホーム(同項に規定する住居をいう。別表第2において同じ。)の入所児童の扶養義務者を除く。))」に改める。

別表第2の表中「及び母子生活支援施設」を「、母子生活支援施設及び自立援助ホーム」に改め、同表備考1中「第314条の7」を「第314条の7(同条第1項第1号に掲げる寄附金に係る

部分に限る。))」に改め、同表備考2中「第92条第1項及び」を「第78条第1項及び第2項(同項第1号に掲げる寄附金に係る部分に限る。)、第92条第1項並びに」に、「第41条の2」を「第41条の2、第41条の3の2第4項」に、「第41条の19の3第1項」を「第41条の19の5第1項」に改め、同表備考3中「助産施設」を「助産施設、ファミリーホーム(法第6条の2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う住居をいう。以下同じ。))」に改め、同表備考12の(2)中「額(」を「額(当該社会保険において産科医療補償制度の掛金相当額として加算されて給付される額を除く。))」に、「350,000円」を「390,000円」に改め、同表備考15中「里親」を「ファミリーホーム若しくは里親」に、「通所する場合の当該通所に係る徴収額の月額については、この表に定める徴収額(月額)を当該月における当該施設の開所日数(当該月の日数から日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日その他当該施設の休所日を除いた日数をいう。以下同じ。))で除した額に当該月に当該措置児童等が通所した日数を乗じて得た額とする。この場合において、徴収額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てるもの」を「通所をする場合においては、この表の規定にかかわらず、当該通所に係る徴収額は、零」に改め、同表備考16中「開所日数」を「開所日数(当該月の日数から日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日その他当該施設の休所日を除いた日数をいう。))」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の児童福祉法第56条の規定による費用の徴収に関する規則の規定は、平成21年10月1日から適用する。

告 示

高知県告示第671号

高知県議会定例会を、平成21年11月27日に高知県議会議事堂に招集する。
平成21年11月20日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第672号

香美市香北町有川地区及び長岡郡大豊町穴内の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。
平成21年11月20日

高知県知事 尾崎 正直

1 調査を行った者の名称

- (1) 香美市
- (2) 大豊町

2 調査を行った地域及び時期

- (1) 香美市香北町有川
平成19年度及び平成20年度
- (2) 長岡郡大豊町穴内の一部
平成19年度及び平成20年度

3 成果の名称

- (1) 香美市地籍図及び地籍簿
- (2) 大豊町地籍図及び地籍簿

4 認証年月日

平成21年11月20日

高知県告示第673号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成21年11月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成21年11月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路 線 名 439号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町上八川 上分字味蔵寺3481番 1から 吾川郡いの町上八川 上分字古江3734番1 まで	前	A	3.5 } 370 14.0
		B	12.0 } 294 89.0
	後		12.0 } 294 89.0

高知県告示第674号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成21年11月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成21年11月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 山路中村

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	
四万十市不破字八幡ノ下1392番1から四万十市不破字本結1693番2まで	前	8.8 ∟ 12.6	382	
	後	A	8.8 ∟ 19.4	382
		B	10.0 ∟ 16.6	367

高知県告示第675号

次の道を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により指定する。

平成21年11月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 高岡郡佐川町加茂字龍王ノ東672番18から字七反田686番に至る延長71メートルの道
- 高岡郡佐川町乙字室作1570番4地先から字サバイダ1679番地先に至る48メートルの道

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成21年11月9日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成21年11月9日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成21	特定非	坂本 末	幡多郡	この法人は、人が人と

年11月9日	営利活動法人 NPO 童夢	廣	黒潮町 入野 768番地1	して尊重し合い、心豊かに生きていく社会の実現を目指して、各年代各層に適した人権意識の高揚と啓発に努めながら、人権教育の理念を基盤とした各種の活動を展開し得る組織の形成とネットワークの構築を図るとともに、幅広い交流による相互理解の深化を通じて、人権を軸とした社会システムの実現に寄与することを目的とする。
--------	---------------	---	---------------	---

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、土佐山田町明治土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成21年11月20日

高知県知事 尾崎 正直

役名 氏名 住 所
 (退任) 監事 竹島 益洋 香美市土佐山田町山田島89-2

教 育 長 訓 令

高知県教育長訓令第6号

教育委員会事務局
各 教 育 機 関

教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年11月10日（揭示済）

高知県教育長 中澤 卓史

教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令

教育長の権限に属する事務決裁規程（昭和46年3月高知県教育長訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表の1の(1)の項中「第2条第3号、第16号、第24号、第25号及び第28号」を「第2条第3号、第17号、第25号、第26号及び第29号」に改め、同表の3の項に次のように加える。

(21) 退職手当管理機関として行う事務に関すること。	ア 支払差止処分及び当該処分の取消し	○				総務福利課長
	イ 意見の聴取		○			
	ウ ア及びイ以外のもの			○		

附 則

この訓令は、平成21年11月10日から施行する。